

一般社団法人吸入療法アカデミー会員規定（一般会員用）

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人吸入療法アカデミー（以下「本法人」という。）定款（以下「定款」という。）第6条より第11条までの規定に基づき、本法人の一般会員について必要な事項を定める。

第2条（一般会員）

定款第6条第2号に規定する一般会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員は、本法人の目的に賛同して入会を希望する個人で、薬剤師、看護師等の医療職の資格を有する者とする。
- (2) 一般会員は、別紙細則に定めるところの、本法人が開催する吸入指導講習会（吸入指導セミナー）全過程を受講修了した上、本法人が行う検定試験で患者吸入指導の資格があると判定された者とする。
- (3) 一般会員として、入会しようとするものは、本法人のホームページ内の入会フォームより申請し、代表理事又は理事会の承認を得る必要がある。
- (4) 一般会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員に該当せず、社員総会及び、臨時社員総会における議決権を有しない。
- (5) 一般会員は、入会時に入会金を支払うこととする。入会金の金額は別表で定める。
- (6) 一般会員は、入会時に年会費2年度分を一括前納で支払うこととする。年会費の金額は別表で定める。教材費及びその他関連費用は別途請求することがある。
- (7) 認定吸入指導薬剤師及び、認定吸入指導看護師は、一般会員として入会する。認定吸入指導薬剤師及び、認定吸入指導看護師に関する細則は別紙に定める。
- (8) 認定吸入指導薬剤師及び、認定吸入指導看護師は、入会金、年会費、講習会費およびその他関連費用等の会費とともに、認定シール等の認定時に必要な認定費用を別途支払う。
- (9) 一般会員の資格は、当法人が開催する講習会（更新セミナー）の受講により、更新される。更新セミナー費用等の詳細は、都度定める。
- (10) 一般会員は、定款第9条により、別に定める退会届（別紙「第4号様式」）を提出することにより、任意にいつでも退会することができるが、支払われた入会金、年会費、講習会費、教材費及び、認定費用、その他関連費用等の会費は一切返金されない。支払いが完了していない会費については支払い義務があり、全額請求する。
- (11) 一般会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第10条及び、定款第11条により、その資格を喪失する。その際には、入会金及びこれまで支払われた年会費等の会費は一切返金されない。支払いが完了されていない入会金及び、年会費等の会費については支払い義務があり、これを請求することとする。
 - ① この定款その他の規則に違反したとき。

- ② 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があると、代表理事又は理事会が判断したとき。
- ④ 定款第8条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- ⑤ 総社員が同意したとき。
- ⑥ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ⑦ 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散若しくは破産したとき。

第3条（入会手続）

本法人の会員として入会しようとする者は、入会手続をおこなう。

- (1) 本法人の一般会員として入会しようとする者は、本法人ホームページ内入会フォームの必要事項を入力し、本法人に提出しなければならない。一般会員は、本法人が開催する吸入指導の講習会（吸入指導セミナー）の全過程の受講を修了し、検定試験にて、患者吸入指導の資格があると判定され、承認をうけたものとする。
- (2) 理事会は入会の可否を決定し申込者に通知する。ただし、認定吸入指導薬剤師及び、認定吸入指導看護師の場合は、認定シール等の送付を以て、一般会員の登録も同時に完了したものとし、本人への通知は行わない。

第4条（会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い）

- (1) 入会者については、会員の種別毎に本法人が管理する会員名簿に登録する。
- (2) 入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに変更を本法人に届出しなければならない。
- (3) 会員名簿に登録された個人に関する情報については、「個人情報の保護に関する基本方針」等に基づき取り扱わなければならない。

第5条（入会金及び年会費等の会費について）

- (1) 入会金、年会費、講習会費、教材費、認定時費用、及びその他関連費用等の一切の会費は、本法人の指定する期日までに、本法人指定口座に遅滞なく納付しなければならない。
- (2) 一度納付した会費は、その理由の如何にかかわらず返還しない。
- (3) 本法人の指定する納付期日を超えても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。
- (4) 催告時に提示した納付期限内に納入されない場合は、納付期日からの延滞割増金を徴収することができる。
- (5) 催告を受けた後、1年を経過しても会費を支払わない場合は、定款第11項により除名する。認定吸入指導薬剤師の場合は、その資格も喪失する。
- (6) 定款第8条に基き、入会金及び年会費の金額及び納期の変更、会費滞納に対する催告等は、代表理事の判断あるいは理事会の協議にて決定する。

第6条（退会事由及び手続）

- （1） 定款第9条の規定により退会する場合は、会員は別紙「第4号様式」を本法人代表理事に提出するものとする。
- （2） 会員資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。会員資格喪失に際し既に納入した入会金、年会費、教材費及びその他の関連費用の会費は、一切返還しない。
- （3） 定款第10条の規定により除名された際には、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

第7条（再入会）

- （1） 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて入会申込書の提出を求めることとする。
- （2） 前項の再入会申込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- （3） ただし、退会の際未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名された者は、除名後5年間は、再入会を認めないこととする。

第8条（改正）

この規程の改正は、理事会の議を経て、社員総会の決議により行う。

附 則

- （1） この規程の施行に関し、必要な事項は別に細則として定める。
- （2） この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年11月28日）から施行する。

【一般社団法人吸入療法アカデミー本部住所】

〒509-6134 岐阜県瑞浪市松ヶ瀬町1丁目15-1

TEL: 0572-67-2122

FAX: 0572-67-2277

ホームページ URL: <http://aims.global/>